

厚生労働省
○ 経済産業省 告示第 一 号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十年三月二十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 鴨下 一郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
900	2'-メチルアセトアセトアニリド	(3) - 204
901	4-イソプロピルアニリン	(3) - 206
902	チモール	(3) - 521 (4) - 57
903	m-アミノフェノール	(3) - 675

9 0 4	<i>p</i> -ニトロフェノール	(3) - 7 7 7
9 0 5	ナトリウム=4-ニトロフェノラート	(3) - 7 7 9
9 0 6	ベンゼンチオール	(3) - 1 0 9 2
9 0 7	ジフェニルジスルファン	(3) - 1 1 2 4
9 0 8	ジトリデカン-1-イル=フタラート	(3) - 1 3 0 7
9 0 9	1, 3-ジ-2-トリルグアニジン	(3) - 2 1 9 0 (9) - 1 8 7 0
9 1 0	2-エチルヘキサン-1-イル=ジフェニル=ホスファート	(3) - 2 5 2 0
9 1 1	4-エチルビフェニル	(4) - 1 5
9 1 2	1, 3-ベンゾチアゾール-2-チオール	(5) - 2 4 2
9 1 3	2, 2, 6, 6-テトラメチルピペリジン-4-オール	(5) - 7 7 6
9 1 4	4-エチルモルホリン	(5) - 8 6 0
9 1 5	6-フェニル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン	(5) - 1 0 2 8
9 1 6	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エ ポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノール A 型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)	(7) - 1 2 7 9 (7) - 1 2 8 3

9 1 7	2, 3, 6-トリメチルフェノール	(3) - 5 4 0 (4) - 5 7 (9) - 8 9 9
9 1 8	水酸化セシウム	(1) - 1 2 2 4
9 1 9	アンモニウム=ペルフルオロオクタノアート (別名パーフルオルオクタン酸アンモニウム塩)	(2) - 1 1 9 5
9 2 0	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	(3) - 7 4
9 2 1	(トリフルオロメチル) ベンゼン	(3) - 8 6
9 2 2	ノニルフェノール	(3) - 5 0 3
9 2 3	2-tert-ブチル-4, 6-ジメチルフェノール	(3) - 5 4 0
9 2 4	2, 3, 4, 6-テトラクロロフェノール	(3) - 9 6 9
9 2 5	2, 2'-ジ-tert-ブチル-5, 5'-ジメチル-4, 4'-スルファンジイルジフェノール	(3) - 1 1 1 8
9 2 6	テレフタロニトリル	(3) - 1 7 9 9
9 2 7	ベンジル (トリメチル) アンモニウム=クロリド	(3) - 2 6 9 4
9 2 8	2-アミノナフタレン-1-スルホン酸	(4) - 4 9 3

9 2 9	ビフェニル - 4, 4' - ジオール	(4) - 8 2 0
9 3 0	1 H - 1, 3 - ベンゾイミダゾール - 2 - チオール	(5) - 4 7 2 (5) - 4 7 4
9 3 1	ヘキサナトリウム = 2, 2' - {エテン - 1, 2 - ジイルビス [(3 - スルホナト - 4, 1 - フェニレン) イミノ (6 - フェノキシ - 1, 3, 5 - トリアジン - 4, 2 - ジイル) イミノ]} ビス (ベンゼン - 1, 4 - ジスルホナート) (別名 C I フルオレスセント - 2 7 1)	(5) - 4 8 7 0
9 3 2	チオフェン	(9) - 8 1 0